仕　様　書

Ⅰ．概　　要

１．業 務 名　　利根導水総合管理所本館防火シャッター蓄電池取替
２．業務場所　　埼玉県行田市大字須加字船川4369　水資源機構　利根導水総合管理所
３．業務概要　　２ヶ所の防火シャッターの蓄電池取替と警報装置との調整
４．業務期間　　契約締結の翌日から30日間

Ⅱ．総　　則

１．適　　用

本仕様書は「利根導水総合管理所本館防火シャッター蓄電池取替」（以下「本業務」という。）に適用する。

２．安全管理

作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

３．業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」によるものとする。なお、現場確認の結果、設計図書に示す数量に変更が生じる場合は、担当職員と受注者が協議し、必要に応じて契約変更を行う。

４．業務対象箇所

水資源機構利根導水総合管理所本館２階及び３階の防火シャッター

５．数量の算出

受注者は、本業務の設計変更に伴う数量等については、担当職員の指示により作成に協力しなければならない。

６．産業廃棄物

本業務における産業廃棄物は、関係法令に基づき受注者の責任において適切に処理を行う。

７．業務関係図書

(1) 作業状況写真
(2) その他担当職員が指示するもの

８．疑義に対する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じ、現場の納まり、取合い等の関係で設計図書によることが困難または不都合な場合が生じたときは、担当職員と協議を行い必要に応じて設計変更を行う。

９．完成時の提出図書

(1) 完成写真　　１部
(2) 製品の取扱説明書・保証書　　１部
(3) その他担当職員が指示するもの

10．暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の実施に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は工事妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、担当職員等とも連絡を密にとり被害が生じた場合は、協議するものとする。

Ⅲ．業務実施編

１．業務内容

(1) 業務対象箇所の防火シャッターの蓄電池をそれぞれ取り替える。取り替え後、異常表示が解消していること、電池試験が正常に完了すること及び警報装置との連動に異常がないことを確認する。
（別添：防火シャッター設備納入機器図（完成図）参考）

(2) 作業前に制御盤及び連動中継器の通電状態を確認し、必要に応じてブレーカーを遮断するなど、感電事故の防止に必要な措置を講じること。

２．業務実施条件

本業務における実施条件は、次のとおりである。

(1) 業務実施中は必要に応じて既存部分の養生を行うものとし、受注者の責めに帰すべき事由により構築物、機械設備又は付属設備に損害を与えた場合は、受注者の負担により原状回復するものとする。

(2) 業務で使用する電気、水道については、発注者の既存の施設を利用することができる。

(3) 業務実施日時は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の 8:30～17:00 の間とし、実施日時については、発注者と受注者が協議のうえ決めることとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。

（以　　上）